

国立大学法人岡山大学職務発明等取扱規程

平成16年4月1日
岡大規程第17号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学職員就業規則(平成16年岡大規則第10号。以下「就業規則」という。)第63条の規定に基づき、国立大学法人岡山大学(以下「法人」という。)に所属する職員が行った発明等の取扱いについて定め、発明者の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現し、よって発明等の創作の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

一 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2のプログラム著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物にかかる著作権法第21条から第28条までの著作権及び外国における上記各権利に相当する権利

ニ イ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの(以下「ノウハウ」という。)に関する権利

二 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となる発明

ロ 実用新案権の対象となる考案

ハ 意匠権の対象となる意匠

ニ 回路配置利用権の対象となる回路配置

ホ 育成者権の対象となる品種

ヘ プログラム及びデータベースの著作物

ト ノウハウ

三 「職務発明等」とは、本学が費用その他の支援をして行う研究等、又は本学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき、職員が行った発明等をいう。

四 「職員」とは、就業規則第2条に定める者をいう。

五 「発明者」とは、発明等を行った職員をいう。

六 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の、知的財産権に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続きをいう。

七 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第3条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(権利の帰属)

第3条 法人は、職務発明等にかかる知的財産権の全部又は一部を承継し、これを保有するものとする。ただし、特別の事情があると法人が認めるときは、職員に帰属させることができる。

第2章 届出、帰属の判定及び出願

(発明等の届出)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、別に定める様式によって、速やかに学長に届け出なければならない。

(発明等の審議・決定、通知)

第5条 学長は、前条の規定による届出を受理したときは、第4章に定める発明審査委員会に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等が職務発明等に該当するかどうか、法人が当該知的財産権を承継するかどうか及び当該発明等にかかる知的財産権の持分割合を決定する。

2 学長は、前項の規定によって、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該職員に通知しなければならない。

(譲渡書の提出)

第6条 発明者は、前条の規定により法人が承継すると決定した職務発明等にかかる知的財産権について、別に定める様式による譲渡書を学長に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第7条 職員は、第5条第1項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、発明審査委員会の意見を徴したうえで、異議申立ての当否を決定する。

3 学長が前項の決定をしたときは、異議申立人及び発明審査委員会に通知するものとする。

(知的財産権の出願等)

第8条 学長は、第5条の規定により法人が承継すると決定した職務発明等にかかる知的財産権について、出願等の手続及び設定登録後の権利の管理を行う。

(任意譲渡)

第9条 職員からの届出による発明等について、法人が職務発明等に該当しないと決定した場合において、職員から当該発明等にかかる知的財産権を法人に譲渡する旨の申し出があったときは、学長は発明審査委員会の意見を徴したうえで、当該知的財産権の承継の可否を決定する。

2 前項の定めにより、法人が知的財産権を承継する場合には、第6条及び第8条の規定を準用する。

(共同出願)

第10条 法人と第三者が知的財産権を共有するときは、共有者が共同して出願等を行うものとする。

(制限行為)

第11条 職員は、法人が当該発明者の発明等について職務発明等でないと決定し、又は職務発明等であるがその知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、出願等をし、又は当該発明等にかかる知的財産権を第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。

第3章 補償

(補償金の支払)

第12条 法人は、次の各号に掲げる場合においては、当該知的財産権にかかる発明等をした職員に対し、別に定める職務発明等に対する補償金の支払要項（以下「補償金支払要項」という。）に基づき補償金を支払うものとする。

- 一 法人が知的財産権を承継又は保有したとき。
 - 二 法人が承継した知的財産権について法令で定められた権利の設定登録を受けたとき。
- 2 法人は、法人がその保有する知的財産権の実施、第三者への実施許諾又は譲渡等の処分により収益（収入）を得たときは、当該知的財産権にかかる発明等をした職員に対し発明審査委員会の審議を経て、補償金支払要項に基づき補償金を支払うものとする。

(共同発明者に対する補償)

第13条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する職員が2名以上であるときは、各自の承継前の持分に応じて支払うものとする。

(転退職又は死亡したときの補償)

第14条 第12条の補償金を受ける権利は、当該権利を有する職員が転職又は退職した後も存続する。

- 2 前項の権利を有する職員が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第4章 発明審査委員会

(発明審査委員会の設置)

第15条 法人は、職務発明等に関する事項を審議するため、発明審査委員会（以下「審査委員会」という。）を岡山大学研究推進・産学官連携機構（知的財産本部）（以下「機構」という。）に置くものとする。

(審査委員会の職務)

第16条 審査委員会は、次の各号に該当する事項を審議し、その結果を学長に答申する。

- 一 第4条の規定により届け出られた発明等が職務発明等に該当するか否かの審査
- 二 職務発明等の技術的評価
- 三 知的財産権が登録の要件を具備しているか否かの審査
- 四 知的財産権の承継の可否の審査
- 五 補償金の支払についての審査
- 六 その他学長が必要と認める事項

- 2 審査委員会は、必要に応じ、職員その他の利害関係者から意見を徴することができる。

(審査委員会の構成)

第17条 審査委員会は、次の各号に該当する者をもって構成する。

- 一 機構長
- 二 機構各部門長
- 三 知的財産マネージャー
- 四 産学官連携コーディネーター
- 五 岡山TLO流通アドバイザー

六 その他委員長が必要と認める者

- 2 審査委員会には委員長を置き、機構長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 第1項第5号の委員は、審査内容により学内者又は学外者から委員長の指名に基づき学長が委嘱する。
- 6 職員は、委員長の許可を得て、審査委員会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 雑則

(秘密の保持)

第18条 発明者及び審査委員会の委員は、当該発明等の内容等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、法人と職員が合意のうえ公表する場合及び法人又は職員の責によることなく公知となった場合はこの限りでない。

(退職後の取扱い)

第19条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱は、この規程によるものとする。

(外国出願の取扱い)

第20条 この規程は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関しても、準用する。

(事務)

第21条 この規程に定める事務は、研究推進・産学官連携機構知的財産管理部門及び研究交流部研究交流企画課において処理する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 岡山大学発明規則(昭和53年11月25日岡山大学規程第35号。以下「旧規則」という。)第6条第1項及び第2項に該当しないとされた発明の取扱いは、その発明にかかる権利が失効するまでの間、旧規則を準用する。

- 2 旧規則により国が承継した発明の取扱いについては、この規程を適用する。
- 3 平成16年3月31日以前に係る発明に対する補償金の取扱いは、別に定める補償金支払要項を適用する。
- 4 岡山大学データベース等取扱規程(平成12年12月28日岡山大学規程第9号。以下「旧データベース等取扱規程」という。)第3条第1項及び第2条により国に帰属したデータベース等については、この規程を適用する。
- 5 旧データベース等取扱規程第3条第3項により職員に帰属したデータベース等については、旧データベース等取扱規程を準用する。